

農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行要領

令和2年7月

北海道農政部

目次

1 総則	1
1.1 背景・目的	1
1.2 用語の定義	1
1.3 対象工事及び委託業務	2
1.4 適用の範囲	2
1.5 費用負担	2
1.6 モバイルワークの実施及び記録	3
1.7 適用項目の考え方	4
1.8 使用する機器と仕様	6
1.9 映像と音声の「撮影」・「配信」・「アプリケーション」に関する仕様	7
2 留意事項等	8
2.1 効果の把握	8
2.2 留意事項	8
2.3 その他	8
3 協議簿（記載例）	9

1. 総則

1.1 背景・目的

令和元年度に一部改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）では、公共工事等においても働き方改革と併せて、生産性の向上が急務となっており、受注者は、情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化・技術者の労働時間・労働環境の改善による生産性の向上を図るよう努めることとされている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止策について、国の「建設業における新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン（令和2年5月14日版）」では、工事現場等の「三つの密」対策の徹底が必要とされており、打合せ等における情報通信技術の活用が有効な対策の一つとされている。

農業農村整備事業の円滑な実施のため、『農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行要領（以下、「本要領」という。）』を制定し、受注者・受託者の働き方改革の促進及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策と受注者・受託者の作業の効率化を図るとともに、契約の適正な履行として施工（業務）履歴を管理するために、以下の事項を定めるものである。

- 1) 対象工事及び委託業務
- 2) 適用の範囲
- 3) 費用負担
- 4) モバイルワークの実施及び記録
- 5) 適用項目の考え方
- 6) 使用する機器と仕様
- 7) 映像と音声の「撮影」・「配信」・「アプリケーション」に関する仕様

本要領は、受注者・受託者における「現場確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」、受発注者における「移動時間の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、モバイルワークを適用するにあたり、その適用範囲や具体的な実施方法と留意点等を示したものである。

1.2 用語の定義

・モバイルワーク

モバイルワークとは、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を使用して、工事及び委託業務において「ワンデーレスポンス・現場不一致・事故の報告等の現地確認」、「材料確認」、「基本条件検討会」等を行うこととする。

・モバイル端末

インターネットに接続できるパソコン、タブレット、スマートフォン端末等を指す。

1.3 対象工事及び委託業務

北海道農政部が所管する農業農村整備事業等の受注者・受託者から要望があり、試行実施可能な通信環境を確保できる工事及び委託業務とする。

試行を行う工事・委託業務については、受注者・受託者との協議により本要領の内容に承諾した上で実施するものとし、「協議簿（記載例）」を参考に、協議簿を取り交わすこととする。

1.4 適用の範囲

本要領は、公共工事等の実施の効率化による生産性の向上を図ることを目的としていることから、所定の性能を有する情報通信機器を用いて、下記の1)～3)の項目を実施する場合に適用する。

1) 工事

「ワンデーレスポンス」・「現場不一致、事故などの報告」・「材料確認」・「部分使用」・「工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」（段階確認・プロセスチェックを含む）

2) 委託業務

「ワンデーレスポンス」・「基本条件検討会」・「打合せ」・「三者技術検討会」・「検査」

3) その他

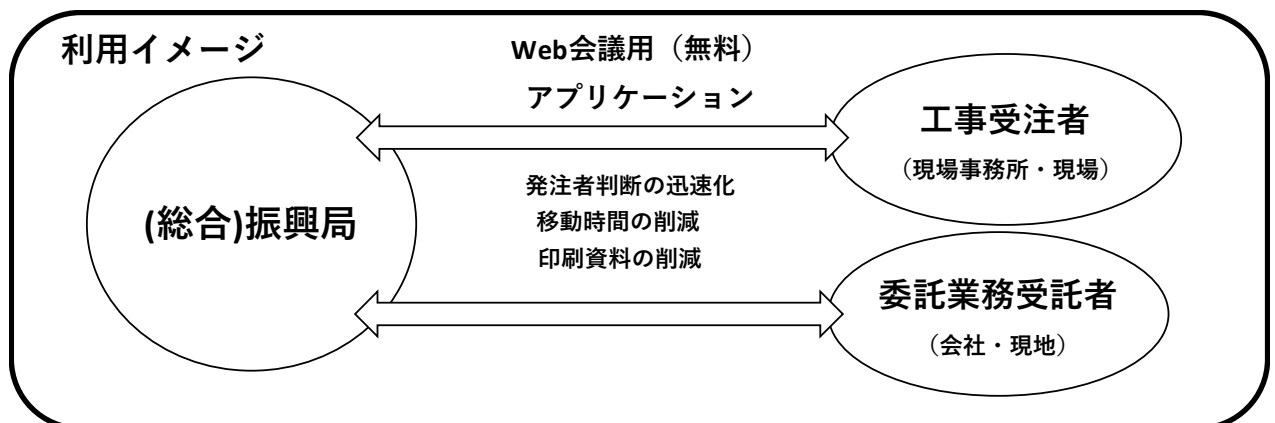
上記の他、活用効果が期待され、受注者・受託者の創意工夫等により、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

4) 適用外

北海道請負工事検査要領に定められている下記の検査については適用外とする。

「工事完成検査」・「でき形部分等検査」・「指定部分検査」・「跡請保証部分検査」・「跡請保証部分補修工事完了検査」・「中間検査」

※モバイル端末の運用に当たっては、緊急性や効率性等をふまえ、発注者が運用の可否を判断すること。



1.5 費用負担

・映像と音声の配信に必要な機器及び通信費は受発注者双方が負担する。

1.6 モバイルワークの実施及び記録

(1) 事前準備

工事監督員・業務担当員は、事前にモバイルワークに係わる報告を受注者・受託者より受け、開始時間等を互いに確認しておくこと。

(2) 撮影の実施

1) 資機材の確認

工事監督員・業務担当員は、モバイルワークの実施にあたり、事前に受注者・受託者との双方向通信の状況について確認を行う。

2) 現場の確認

受注者・受託者は、「工事(業務)名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」や「使用材料」等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示する。記録にあたり、必要な情報を冒頭で読み上げ、工事監督員・業務担当員による実施項目の確認を得ること。また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、工事監督員・業務担当員による実施結果の確認を得ること。

実施手順	受注者・受託者の実施項目
<div data-bbox="204 869 496 943" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">協議簿作成</div> <div data-bbox="304 958 400 1016" style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="204 1048 496 1122" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">機器の準備</div> <div data-bbox="304 1144 400 1202" style="text-align: center;">↓</div> <div data-bbox="204 1193 496 1339" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">映像と音声による 現場確認等の実施</div>	<ul style="list-style-type: none">①協議簿の作成<ul style="list-style-type: none">・本要領の内容を承諾(費用負担について承諾) ②機器の準備<ul style="list-style-type: none">・「記録」に関する機器・「配信」に関する機器 ③現場確認等の実施<ul style="list-style-type: none">・事前準備・撮影の実施

図 1-1 受注者・受託者の実施項目

1.7 適用項目の考え方

(1) ワンデーレスポンス

工事では「北海道農政部農業土木工事共通仕様書 総則 1-1-60」のワンデーレスポンスの事項、委託では「北海道農政部農業土木調査設計測量業務共通仕様書 第1～6編 第1章 総則 1-1-42他 ワンデーレスポンス」に該当し、問題事項の確認打合せをモバイルワークにより行うことが出来る。

(2) 立会（現場不一致、事故などの報告等）

「北海道農政部農業土木工事共通仕様書 第1章 総則 1-1-2 用語の定義」に定める「立会」における「1-1-22 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」の事項に該当し、モバイルワークにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による立会に代えることが出来るものとする。

この項目は、委託業務においては「北海道農政部農業土木調査設計測量業務共通仕様書 第1編 第1章 総則 1-1-2-29」等に該当する。

(3) 材料確認

「北海道農政部農業土木工事共通仕様書 第2章 材料仕様書 第2節 品質 2-2-1の1・4・5」の品質確認における「1-1-22 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等」の事項に該当し、現物による確認においては、モバイルワークにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による確認に代えることが出来るものとする。

(4) 段階確認

「北海道農政部農業土木工事共通仕様書 第1章 総則 1-1-22 工事監督員による検査（確認を含む）及び立会い等の7」の事項に該当し、臨場として扱うものとする。ただし、モバイルワークにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による段階確認に代えることが出来るものとする。

(5) 打合せ

「北海道農政部農業土木調査設計測量業務共通仕様書 第1～6編 第1章 総則 1-1-11他 打合せ等」の事項に該当、工事においては「北海道農政部農業土木工事共通仕様書 第1章 総則 1-1-2 用語の定義」に定める「協議」に該当し、モバイルワークにより、出席者が打合せ内容を把握できた場合に、臨場による打合せに代えることが出来るものとする。

(6) 設計基本条件検討会

「北海道農政部農業土木調査設計測量業務共通仕様書 第2編 第1章 総則 1-2-12 設計基本条件検討会の開催」の事項に該当し、モバイルワークにより、出席者が設計基本条件検討会の内容を把握できた場合に、臨場による設計基本条件検討会に代えることが出来るものとする。

(7) 三者技術検討会

「北海道農政部農業土木工事共通仕様書 第1章 総則 1-1-58 三者技術検討会の対象となる請負工事」の事項に該当し、発注者・受注者・コンサルタントの三者が、モバイルワークにより、設計の考え方や現場施工時の留意事項等の打合せを行い、出席者が三者技術検討会の内容を把握できた場合に、臨場による三者技術検討会に代えることが出来るものとする。

(8) 検査

「北海道農政部調査測量設計業務共通仕様書 第1章 総則 1-1-21 検査」の事項に該当する。ただし令和2年3月4日付け事調第1320号【新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈】及び「検査、打合せ等の対応」について】の定め範囲内とする。

※参考

【令和2年3月4日付け事調第1320号新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈】及び「検査、打合せ等の対応」について】抜粋

農政部所管の各（総合）振興局が発注する調査、設計、測量等の委託業務が完了したときは、委託契約書第30条第2項において、委託者は、通知を受けた日から10日以内に受託者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了することと規定されていることから、検査にあたっては受託者の立会いが必要となりますが、受託者において新型コロナウイルス感染者発生の可能性が疑われる場合など、各発注（総合）振興局での検査の立会いが困難であるときは、遠隔地から電話等を活用することにより、受託者から履行状況、関係資料等について事実の説明を受け、成果品受領の可否の判断ができれば、受託者の立会いがあったものと見なすこととしますので、受託者と協議を行うようお願いいたします。（委託業務のみの対応とします。）

(9) その他

施設機械工事等共通仕様書に記載のある「確認」・「立会」・「施工段階確認」においてもモバイルワークにより、工事監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、臨場による確認及び立会いに代えることが出来るものとする。

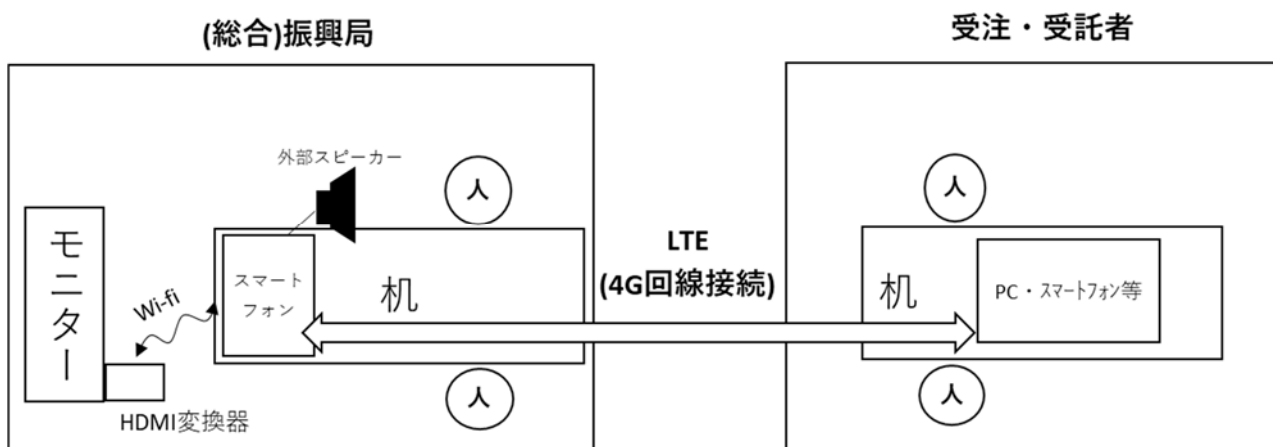
1.8 使用する機器と仕様

使用するモバイル端末等の資機材は受発注者双方が準備、運用するものとする。

(1) 機器構成 (例)

	工事監督員・業務担当員	現場（臨場）・会社等
機器	<p>スマートフォン</p> 	<p>PC / スマートフォン等</p> 
付属品	<p>スピーカー</p> 	<p>マイク付きイヤホン</p> 

(2) 配置イメージ



1.9 映像と音声の「撮影」・「配信」・「アプリケーション」に関する仕様

(1) 撮影

本試行に用いるモバイル端末等による映像と音声の「撮影」に関する仕様を次に示す。なお、映像と音声は、別々の機器を使用することが出来る。なお、夜間施工等における赤外線カメラや水中における防水カメラ等の使用を妨げるものではない。

表 2-1 「映像」と「音声」の記録に関する仕様

項目	仕様	備考
映像	画素数：640×480 以上	カラー
	フレームレート：15fps 以上	
音声	マイク：モノラル（1チャンネル）以上	
	スピーカ：モノラル（1チャンネル）以上	

(2) 配信

モバイル端末等にて撮影した映像と音声の「配信」に関する仕様を次に示す。表 2-2

「映像」と「音声」の転送レートに関する仕様

項目	仕様	備考
映像・音声	転送レート（VBR）：平均 1 Mbps 以上	

(3) アプリケーション

モバイル端末等にて撮影した映像と音声の「配信」するアプリケーションは、「Zoom Meetings」・「Cisco Webex」・「Microsoft Skype」・「Microsoft Teams」を標準とし、発注者のアプリケーション使用料が無償となる範囲とする。これ以外を使用する場合は受発注者協議の上、導入すること。ただし発注者の使用料が無償となるアプリケーションとすること。

2. 留意事項等

2.1 効果の把握

今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、施工者・コンサルタント及び工事監督員・業務担当員を対象としたアンケート調査等に協力すること。

2.2 留意事項

モバイルワークの撮影に際しては、以下に留意する。

- (1) 受注者・受託者は、被撮影者である当該現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。
- (2) 受注者・受託者は、第三者に撮影目的を誤解されないよう注意すること。
- (3) 本要領（案）によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

2.3 その他

本実施要領に記載されていない事項については、次の担当者に相談すること。

北海道 農政部 農村振興局 事業調整課
技術指導係 主査（システム）

附 則 この要領は、令和2年（2020年）7月29日から施行する。

3. 協議簿(記載例)

様式-3

工 事 施 工 協 議 簿

指示 承諾 協議 報告	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	主任 監督員	監督員		会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人
	署名等									
指示(改善) 協議(概数確定) 改造請求及び破壊検査等 指示 協議	役職等	課長 出張所長	専門員 次長	係長 主査	主任 監督員	監督員		会社の 責任者	主任 技術者	現場 代理人
	署名等									

工 事 名		畑地帯(支援) ○○地区 1工区				協議簿通し番号		
受 注 者 名		○○建設(株)						
当該協議月日		年 月 日		前回協議月日		年 月 日		
記 載 者		内 容						
協 議 事 項	工事監督員 業務担当員 ○○○○	農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行について						
		農業農村整備事業のモバイルワークに関する試行を本工区(業務)において						
		希望をするかを確認したい。						
		なお、試行を希望する場合は本試行要領の内容を承諾すること。						
合 意 事 項	現場代理人 管理技術者 ●●●●	本工区(業務)において、試行要領の内容を承諾し試行を希望します。						